

令和7年度日之影町不妊検査及び不妊治療費の助成について



【 対象者 】 (①～⑤いずれにも該当する方が対象となります)

- ①申請日において婚姻をしており、ご夫婦のいずれかが1年以上前から日之影町に住民票のある方
- ②国民健康保険などの医療保険に加入している方、または生活保護を受給している方
- ③妻の年齢が43歳未満の方
- ④申請しようとする不妊検査及び不妊治療について県や他市町村等から助成を受けていない方
- ⑤ご夫婦ともに町税等の滞納がない方

【 不妊検査:不妊の原因を調べるための検査 】

- 一組の夫婦に対して、1回限り3万円を上限に助成をします。
- 文書料、食事料、個室料等の入院費は含みません。

【 一般不妊治療(タイミング法・人工授精等) 】

- 一組の夫婦に対して、年間10万円を上限に助成をします。
- 対象となる治療は医療保険適用の一般不妊治療(タイミング法・人工授精等)です。
(治療の一環として行われる検査、医療機関交付の処方箋による調剤費を含む。)
- 文書料、食事料、個室料等の入院費は含みません。

★高額療養費の対象となる可能性があります。事前に各医療保険機関窓口にて手続きをお済ませください。

【 申請に必要な書類 】

- 日之影町不妊検査及び不妊治療費助成金交付申請書
- 日之影町不妊検査及び不妊治療等証明書
- 領収書・明細書
- 夫婦であることを証明できる書類(住民票など)

※申請時には、振込口座の分かる通帳・健康保険証をお持ちください。

- 令和8年3月31日までに保健センターへ申請してください。

【 対象とならない不妊治療 】

- 生殖補助医療(体外受精や顕微受精等)は県助成となりません。保健所へ申請してください。
- 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合において、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法
- 夫婦の精子と卵子は使用できる場合において、子宮摘出等により妻が妊娠できないとき、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法

(お問い合わせ先)

日之影町保健センター 健康づくり係 TEL 73-7521